

消費生活センター からのお知らせ

2017年 保存版

必ずもうかる
らしいわよ

簡単だし、
契約してみるか…

ちょっと待った！
契約は慎重に！

約3件に1件^(※)が
60歳以上の
高齢者の相談！

パソコンやスマートフォンなどの利用増加に伴い、豊富な知識や経験を有する行動的な「アクティブシニア」の消費者トラブルが増加しています。

(※)府内消費生活相談窓口の相談状況

仮想通貨の トラブル

「5倍以上の価値になる」と勧められ購入したが、 約束どおりにお金が戻ってこない！

「必ずもうかる」という言葉はうのみにせず、仮想通貨の仕組みや取引に伴うリスクが十分理解できなければ、契約は避けましょう。契約先が資金決済法による仮想通貨交換業の登録を受けていなければ、仮想通貨と法定通貨の交換サービスを行うことはできません。ホームページなどで、登録業者かどうか必ず確認しましょう。

金融庁 [仮想通貨交換業者登録一覧](#) [HP](#) 金融庁 [仮想通貨交換業者登録一覧](#) [検索](#)
利用者向けリーフレット [HP](#) 金融庁 [利用者向け 仮想通貨](#) [検索](#)

被害に遭わないための「あいうえお」

知らない人が訪ねてきたり、電話がかかってきたら、消費者トラブルに遭わないための「あいうえお」を思い出してください。

- あ** あけない、出ない
- い** いりませんは、はっきりと
- う** うまい話は要注意
- え** えんりょなく周りに相談
- お** おかしいと思ったら、すぐに相談

おかしいな、困ったなと思ったら、
消費生活相談窓口に
ご相談ください！

「消費者トラブル
いやや
は188！」で
覚えてな！

消費者ホットライン

188番

(局番なし)

(お住まいの市町村等の消費生活
相談窓口をご案内します)

消費者教育推進大使
大阪府広報担当副知事 もずやん



高齢者に多い消費者トラブル

～家族や周囲の人に相談しましょう～

新聞購読の トラブル

80歳の母が10年以上の契約をしていた！ 解約しようとしたら断られた！



長期契約や数年後に購読が始まる契約は避けましょう。契約書にサインをする前に内容をよく確認し、家族や周囲の人に相談しましょう。

※大阪府消費者保護条例では、不当に長期にわたる契約を禁止しています。また、消費者契約法の改正により、商品や役務の分量・回数・期間が過量な契約は、取り消しできることになりました。

リフォーム工事の トラブル

来訪した業者の「屋根の無料点検」に 応じたら、次々と欠陥を指摘され 高額な工事を契約することに！



その場で契約しないようにしましょう。工事の必要性についてよく検討する、見積書を複数社から取って工事内容と金額を確認する、家族や周囲の人に相談するなど、十分に注意することが必要です。不審に思ったら、消費生活センター等に相談しましょう。

高齢者の見守りポイント

高齢者は被害に遭っていることに気が付かなかったり、相談するのをためらったりすることがあります。トラブルを未然に防止するためには、家族や周囲の方の見守りが大切です。

見守りのポイント

- 見慣れない人が出入りしている
- 新たにリフォームした跡がある
- 見慣れない段ボールなどが積まれている
- 金銭に困っている様子がある
- 生活用品などが新しいものになっている（浄水器、布団など）
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある

悪質業者から身を守るために

お断りステッカーを貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。必要な方は、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口、または大阪府消費生活センターにお問い合わせください。

問 府消費生活センター ☎ 06(6612)7500



迷惑電話を機器で防ぎましょう

自動着信拒否機

警察や消費者庁等から提供された迷惑電話番号からの着信を自動で拒否します。

自動録音機

相手に電話内容を録音する旨を告げて警告し、通話を録音します。

問 府青少年・地域安全室治安対策課 ☎ 06(6944)6483

